

# 交通ルールの啓発活動について

**2025.12.22**  
**東京都都市整備局**

# 青切符制度の導入に向けた啓発活動の取組事例について

- 令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）のうち、16歳以上の自転車の運転者を交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の対象とする規定が施行
- 東京都では、青切符制度の施行に向けた取組を実施（または実施予定）

## 取組事例の紹介

### 警視庁

- ・交通安全教育用リーフレットの作成、配布
- ・交通反則通告制度を説明したチラシの作成、配布
- ・交通ルールや交通反則通告制度導入に関する広報啓発動画の作成
- ・関係団体と連携した啓発活動の推進

### 都民安全 総合対策本部

- ・自転車ルール普及啓発動画の作成
- ・都安ウェブサイトの更新
- ・自転車ルールブック（仮称）の作成
- ・輪トレアプリの更新

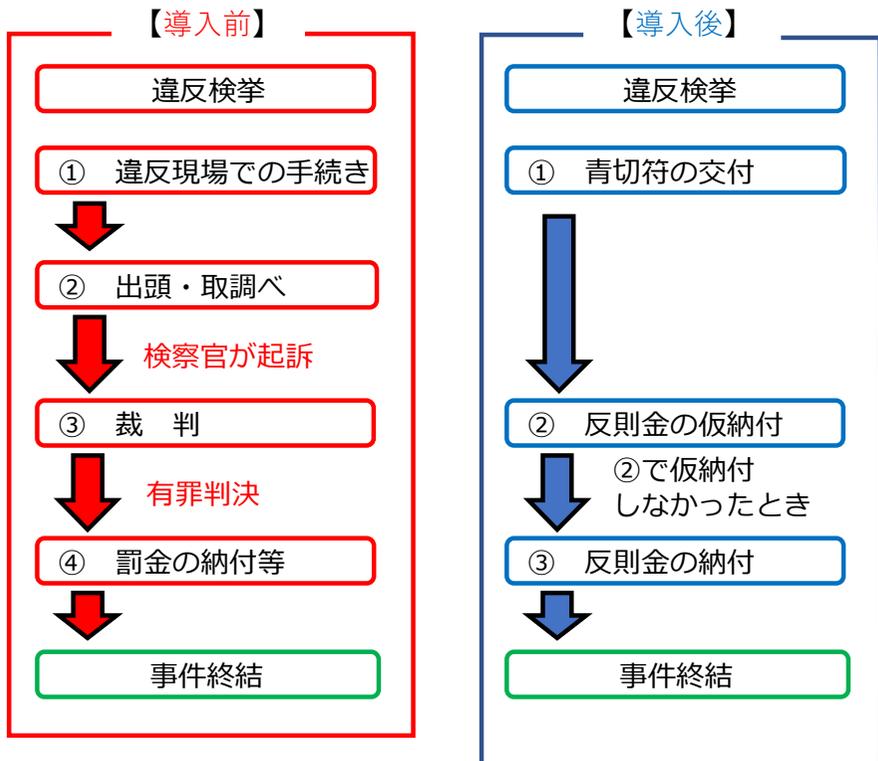
**皆様には、交通ルールに関する啓発活動を行っていただくようお願いいたします**

例) 各自治体HP掲載、各自治体広報誌の活用、各自治体施設へのポスター掲示及びチラシ設置、各自治体施設のデジタルサイネージ等の活用 など

# 自転車反則通告制度の周知に関する取組について

資料

## 青切符の導入前と導入後の違い



### 【青切符の対象】

- ① 対象は16歳以上
- ② 反則行為に限られる
- ③ 酒酔い運転や酒気帯び運転妨害運転など重大な違反は反則行為に該当せず、これまでと同様刑事手続により処理されます

### 【導入後のメリット】

- ① 取締現場での手続が迅速に
- ② 反則金を納付したときには取調べや裁判を受ける必要はなく、手続が終了する
- ③ 反則金を納付すれば、裁判を受けたり、有罪判決を受けいわゆる「前科」がつくことがない

## 自転車交通反則通告制度の周知

令和8年4月1日から自転車の交通違反に導入される反則通告制度について幅広く情報提供することで、都民の不安や不満を解消し、正しく安全な自転車利用を促進するとともに自転車関与の交通事故を抑止する。

### 【現在進行中】

- 交通安全教育用リーフレット（成人用・子供用）を作成し、キャンペーンやイベント等の街頭活動での配布や各警察施設に備え付けるなど、広く周知を推進。  
※日本語、英語、中国語、韓国語バージョンを作成
- 自転車の交通反則通告制度を分かりやすく説明したチラシを作成し、各種街頭活動で配布するとともに、警視庁のホームページやSNS（Xやインスタグラム）等の各種広報媒体を活用して普及啓発を推進
- 警視庁公認交通安全情報サイトで自転車の交通ルールや交通反則通告制度の導入に関する広報啓発動画を公開中
- 関係団体と連携し、情報の共有・拡散依頼をするなど啓発活動を推進（自転車販売事業者、シェアサイクル、教育庁等）



[リーフレット]



[動画]



[チラシ]



### 【今後実施予定】

- 安全教育動画（自転車の正しい乗り方・交通反則通告制度の対象となる具体的な違反等）を制作予定（令和8年3月上旬予定）
- 自転車の交通ルールや交通反則通告制度開始を周知させるポスターを作成し、駅や電車をはじめとした公共交通機関等に掲示予定。
- 交通反則通告制度を分かりやすく説明したチラシを継続的に作成し、更なる普及啓発を推進（随時）※自転車の交通ルールに関する交通安全教育マニュアルを制作予定

# 都民安全総合対策本部による取組の紹介

## ■ 自転車ルール普及啓発動画の作成

- ✓ 来年4月の制度施行が近づいてきた交通反則通告制度（青切符制度）
- ✓ 交通安全への関心が高まるこの機会に、ついやってしまいがちな自転車の違反行為を**分かりやすくまとめた4本の動画を作成**
- ✓ **若い世代**をメインターゲットとしつつ、SNS広告などを中心に幅広く周知・広報を図り、自転車安全利用に対する機運を醸成

- 📌 日常的に見受けられる**4種類**の違反をピックアップ
- 📌 すべて**15秒版**で作成

### 📌 ながらスマホ運転



### 📌 車道の右側通行



### 📌 歩道の危険走行



### 📌 イヤホン使用運転



## ■ 動画の活用例

- ☑ 春・秋の交通安全週間をはじめとした**交通安全イベント**や 住民・企業向けの**交通安全教室**での放映
- ☑ **自治体交通機関内**（コミュニティバス等）での放映
- ☑ **ホームページ**への掲載、各種リーフレットへのバナーやQRの掲載

## ■ リンクなど



- ☑ バナー・二次元コードクリックで動画につながります。
- ☑ 動画データやバナー、サムネイルが必要な場合、ご連絡ください。

# 都民安全総合対策本部による取組の紹介

## ■ 都安本部ウェブサイトの更新

2025/12/01 22:41 閲覧プレビュー

委員有志が作成した啓発ツールです。正確な見た目はCMSのプレビュー機能にて確認してください。  
 ・CMSのアップデート等により動作しなくなる場合があります。  
 ・本ツールについて統合CMSヘルプデスクへの問い合わせはできません。

[再度を確認する](#)

### 交通反則通告制度（青切符制度）が始まります！

更新日：2025年12月1日

令和8年4月1日から自転車のある一定の交通違反に対し、交通反則通告制度（以下「青切符制度」といいます。）が導入されます。  
 「自転車のルールが厳しくなったの？」  
 いいえ、そんなことはありません。  
 このページで、青切符制度への理解と、改めて「くるま」の仲間「車両」である自転車の交通ルールについて、確認してみましょう！

このページは、警察庁[自転車ルールブック](#)、[び及び警察庁ホームページ](#)を参考に東京都が作成しました。

【もくじ】

- 青切符とは？
- なぜ導入されるの？
- 主な反則行為と反則金一覧
- 取替りの基本的な考え方
- 絶対やめよう「悪質・危険な違反」
- FAQ
- 青切符以外にも覚えておきたいこと（青切符・自転車運転者講習制度）
- 参考リンク

### 青切符とは？

青切符とは、交通反則通告制度に基づいて交付される「交通反則告知書」を指し、比較的重微な交通違反に対して反則金を納付することで違反処理を終わらせる制度です。  
 自転車は本制度の対象外でしたが、令和8年(2026年)4月1日から自転車運転者にも適用されます。  
 対象は、**16歳以上の自転車に乗るすべての人**で、運転免許の有無は関係ありません。

**警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を行います。** その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

青切符制度の導入により、検挙後の手続は大きく変わりますが、**自転車の基本的な交通ルールや、交通違反の指導取替りの考え方は変わりません。**

[もくじへ戻る](#)

### なぜ導入されるの？

#### 自転車事故の割合が増えています！

都内では、全交通事故に占める自転車関連事故（自転車（歩）行事故及び歩行者として発生した事故）の割合は近年**46%**前後（交通事故の約**2件に1件**は自転車関連する事故です！）で推移しており、全国平均の約**2倍**と、非常に高い水準になっています。

#### 事故の多くは「自転車側」にも何らかの違反行為あり！

また、都内の自転車関連事故のうち、**自転車側にも何らかの違反があった割合は、7割**を超えており、増加傾向にあります。

自転車の交通違反の検挙件数が増加する一方で・・・

aboutshare

17

2025/12/01 22:41 閲覧プレビュー

これまでは、自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」を用いた刑事手続による処理が行われてきました。この刑事手続は、違反者にとっても捜査機関にとっても、時間的・手続的な負担が大きいことや、検察に送致されても不起訴となる可能性が高く、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。そこで、違反者・捜査機関等双方の手続的な負担を軽減するとともに、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故を抑制するため、自転車への青切符を導入することになりました。

<手続の流れをフローで確認>

このフローチャートは、交通違反の認知から最終的な処分までの流れを示しています。まず「交通違反の認知」が行われ、「悪質・危険な違反行為」の場合は「検挙」が行われます。検挙された違反は、「重大な違反や事故を起こしたとき」の場合は「刑事手続」が、それ以外の場合は「16歳以上の者による反則行為」による「青切符」が適用されます。青切符は「反則告知」が行われ、反則金を納付するか、講習を受けるかによって「不起訴」または「罰金」の処分となります。また、「重大な違反や事故を起こしたとき」の場合は「検察」に送致され、「起訴」された場合は「起訴」され、「不起訴」の場合は「不起訴」です。最終的に「執行」が行われ、「罰金」または「無罪」の処分となります。

[もくじへ戻る](#)

### 主な反則行為と反則金一覧

青切符の対象となる反則行為は、**113種類**。ここでは主な反則行為と反則金額を確認しましょう。

反則行為	具体例	反則金額
携帯電話使用等（保持） ※手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したとき。	ながらスマホ	12,000円
道際踏切立ち入り	---	7,000円
自転車制動装置不良	ブレーキなし	5,000円
信号無視（赤色等）	---	6,000円
交差点安全進行義務違反／横断歩行者等妨害等／安全運転義務違反／通行区分違反など	スピードを落とさず交差点に進入／歩行者が横断歩道を渡っているのに止まらない／手を離した運転など／右側通行（逆走）、歩道通行（自転車通行可の標識がない場合等）など	6,000円

aboutshare

27